

彩の国既存建築物地震対策協議会 被災建築物応急危険度判定資機材備蓄要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、彩の国既存建築物地震対策協議会規約に基づき、協議会購入の
応急危険度判定資機材(以下資機材という)の備蓄に必要な事項について定める。

(備蓄方針)

第2 資機材は、応急危険度判定士の使用に供するために備蓄を行う。

(備蓄場所)

第3 資機材は、県庁及び各市町村で分散して備蓄する。

(備蓄方法)

第4 資機材の備蓄は、保管台帳(様式第1号)を作成し適切に保管する。

2 各市町村は、保管責任者を定めて事務局へ年度末に通知する。

(資機材の使用)

第5 原則として、資機材を使用する場合は次のとおりとする。

(1) 判定活動の場合

地震発生後に、被災市町村応急危険度判定実施本部又は埼玉県応急危険度
判定支援本部からの要請に基づいた場合。

(2) 訓練活動の場合

事務局からの要請に基づいた場合。

(資機材数の確認)

第6 各市町村は、年度末に備蓄資機材の点検をする。また、事務局から求めがあ
った場合も同様とする。

2 各市町村は、点検の結果、劣化等で資機材の補充が必要となる場合は、事務局
に様式第2号により通知し、事務局は予算内の範囲で補充を行う。

3 各市町村は、資機材の使用または前項による補充を行った場合は、様式第1号
により速やかに事務局に通知する。また、各市町村は3年毎に事務局からの求め
に応じて、備蓄資機材数を様式1号により事務局に通知する。

4 備蓄資機材数は、彩の国既存建築物地震対策協議会総会等で情報共有する。

附則

この要綱は、平成16年2月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。